

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886

192

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

天武電外務官
 務務典
 次次
 官信審審長
 備書文会管
 総人電厚計
 国警長領移
 参調析企
 参領旅移

総番号(TA)37654
 69年9月8日20時00分
 69年9月9日09時52分
 米 国 本 省 主 管 発 着
 外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第2777号 特秘 至急(ゆう先処理)

貴電米局第1731号に関し、

8. 日本使ジョンソン国務次官を往訪し、本件につき会談したところ要領次の通り。(一時帰国中のマイヤー大使、スナイダー公使及びフィン日本部長同席)

1. 本使より、日本政府はアイチ大臣のロジャース国務長官との会談に先立ち、本使よりオキナワ問題に関する日本政府の基本的立場を再応明確に米政府に申し入れしめ置くことを適当と考えたので、本日は政府の訓令により申し入れられる次第であるとして、冒頭貴電2.の諸点を詳細口頭にて説明した上、念の為貴電2.の諸点を英文の書きものとしたものを手交した。

2. これに対し、ジョンソン次官は、

(1) 核兵器の問題は、日本側にとって繊微な問題であることは十分承知しているが、米側に於いても取扱い困難な問題である。しかし本日の日本側の申し出をTAKE NOTEする。

参地中東
 北二西
 参北北保
 参一
 参西東洋
 西東
 参審近ア
 次総経国
 参質統
 参政技二
 国一理
 参条協規
 参政経科
 軍社専
 参道内外
 一

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(2) 自由出撃問題については、日米双方、それぞれ対内的に困難な問題(DIFFICULT REQUIREMENTS)をかかえておる次第で、特に米議会方面の困難は貴使御承知の通りである。米側としては共同コミュニケでどのようにも解釈されるようなあいまいな表現を用いることを避けたいと考へている。コミュニケにあいまいな表現を用いた場合は、これをもととして、日本の総理や外相が日本の国会であることを言い、米国の国務長官や国防長官は米議会に他のことを言う、というようなことになる可能性なきにしもあらず、ごまかしはどの途早はんばれるものであり、その際の危険は極めて大である。よつて、コミュニケには、将来日米間に何等の誤解をも発生せしめないような、完全かつ適当(FULL AND ADEQUATE)な表現を用いることが必要であり、かつコミュニケだけでは不明確な部分については、補足文書で補うことが必要と考えている。

(3) ベトナム問題についても、前記(2)と同じことが言える訳である、と述べた。

また同席のスナイダー公使より、東京における交渉の結果、朝鮮半島についてはMEETING OF MINDに近づいたと言えるが、ベトナム及び台湾については、ま

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

だ日米間に完全な MEETING OF MIND があるとは言えない。従つて問題は決してコミュニケの表現の問題だけではない次第であると口をさしはさんだ。

3. よつて、本使より。

(1) 将来の誤解発生を避けるため、コミュニケに FULL AND ADEQUATE な表現を採用する必要があることはもち論であるが、追加の取極め特に秘密文書は絶対に避けることとしたい。自由出撃といつても、自国内基地からの出撃と異なり、しよせん外国にある基地からの出撃であるから、その際には、当該国の政府及び国民の WHOLE-HEARTED SUPPORT があることが最も重要なことである。従つてコミュニケの字くにごうていし。またコミュニケ以上の保障を求めることにより、当該国民の反発を買う程根本の主旨に反したことはない訳である。これ日本側が米側にとって軍事的には多少のリスクとなるかも知れないが、そのリスクをとることをあえて要請する所以である。軍事的リスクをとることをおそれて、より大きな政治的リスクを冒すことは避ける方が日米双方によりけん明であり、このことは特に 1970 年を前にして強調したい点である旨力説した。

(2) ベトナムについては、今回の日本政府の訓令は、不幸にして 1972 年にまだベトナム紛争が終止しない場合

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

には、米側による所要の軍事行動の継続を日本側が承認すべきことは当然であるとして、かかる場合の日本側の立場を明確に示さしていることを指摘すると共に、ただ、本年秋の時点において、これを明示することが出来ないというに過ぎないものであることにつき、先方の注意をかん起した。

(3) 核の問題については、本使より、今回のアイチ大臣来米の際に、米側より何らかのインディケーションを期待出来るものと考え差支えないかと問うたところ、ジョンソン次官は、オキナワに関連する諸問題は一括パッケージとして取扱われるべきものであり、すべては総理訪米の時期に、両政府首のう間に最終的に解決されるべきものとする旨述べた。

4. 次に本使より、本国政府の訓令はアイチ大臣ソ連訪問前に発出されたものであり、従つて、訓令には含まれていない点であるが、言及することとしたいとして、アイチ大臣は 5 日コスイギン。ソ連首相と会談したところ、コ首相は北方領土問題につき、従来と多少言い方に違いがあるとはいえ、アイチ大臣の要求をカテゴリカリーに拒否し、この事実日本国民の既に承知するところとなつている。今回アイチ大臣が同じ外務省づめの同行記者団をつれてワシントンに来られる際に、たとえオキナワ問題につき最終

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

的解決をみないにしろ、米政府が日本政府の返かん要求に対し、深い理解を示したということが同行記者団を通じて内外に発表し得ることとなれば、領土問題に対する米ソ両国の態度のコントラストを日本国民に明りように示し得ることになり、日米友好関係の増進に寄与すること多大であると思われる。ついては今次アイチ大臣の訪米の際に、少なくともその程度のごことは発表し得るような段階にまでこぎつけたく、そのため米側の協力を要請したい旨申し入れた。

5. これに対し、ジョンソン次官は、最後の点はGOOD POINTであり、アイチ・ロジャース会談後そういうことが言い得るように努力したいと述べ、かつまた、日本政府の訓令による貴使のお申し出の諸点もANALYSIS OF PROBLEMSとしては、いずれもよいPOINTSをついており、自分個人としては十分理解しうるころであるが、すべての米側関係者が自分と同様の考えを持っている訳ではない。オキナワ問題は一時しのぎのため、ごまかしの表現で処理するには余りに重要な問題であるというのが関係者の一致した見方である旨述べ、更に同次官は、オキナワ問題とは直接関係ないが、対日経済問題が米側にとり極めて重要となつてきており、アイチ大臣訪

-5-

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

米の際に國務長官は貿易及び投資の自由化についても触れることとなるものと考える旨述べ、またスナイダー公使はIMF総会出席のフクダ大蔵大臣に対しケネディ財務長官より、オキナワ返かんに関連する財政問題につき、日本政府側の十分の協力を要請することとなつている由、承知している旨内話した。

6. 最後に来るべきアイチ・ロジャース会談のやり方につき、(ノ)本使より、ジョンソン次官自身の列席を特に要請し、同次官は会談に終止出席すべき旨答え、(ロ)会談前にトウゴウ局長・スナイダー公使の両者会談を行ない、関係レベル会談の下ごしらえをしてもらうことに打ち合せ、(ハ)その際会談に提出すべき共同コミュニケ中の重要部分のDRAFTをぬき出し、これにつき両者間で出来るだけにつめてもらうこととし、(ニ)アイチ・ロジャース会談では、今回は原則論のみならず、トウゴウ・スナイダー間で事前に合意に達すると否とを問わず、重要部分のコミュニケ・テキスト自体につき、ディスカスしていただくことに打ち合せた。

ベルギーに転電した。

-6-

(3)